

令和3年度カジノ管理委員会調達改善計画

令和3年3月31日

カジノ管理委員会

本計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

第1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

ア. 調達の現状分析

カジノ管理委員会における令和2年度当初から令和3年1月末日までの契約(36件)に占める競争性のない随意契約の割合は、27.8%（10件）となっている。

令和3年度においては、当該契約状況を踏まえ、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合について、その理由を審査することとし、必要に応じて見直しを行うことを重点的な取組とする。

(注) カジノ管理委員会は、令和2年1月7日の設置であり、令和元年度においては、1箇年度分の調達を行っていないことから、令和4年度における調達改善計画から過去1箇年度分の現状分析を行うこととする。

表※1、2 令和2年度カジノ管理委員会における契約状況（令和3年1月末日まで契約分）

（単位：件、百万円）

			1者応札		2者以上		合計		
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
物品 役務等	情報システム※3	競争契約	3	71	3	437	6	508	
		割合	50%	14%	50%	86%	100%	100%	
		公募による 随意契約	—	—	—	—	1	14	
		割合	—	—	—	—	—	—	
		競争性のない 随意契約	—	—	—	—	2	2	
		割合	—	—	—	—	—	—	
	調査研究	競争契約	1	30	2	31	3	61	
		割合	33%	49%	67%	51%	100%	100%	
	その他	競争契約	2	25	5	11	7	36	
		割合	29%	69%	71%	31%	100%	100%	
		企画競争による 随意契約	0	0	1	10	1	10	
		割合	0%	0%	100%	100%	100%	100%	
		公募による 随意契約※4	—	—	—	—	(7) 7	(0) 0	
		割合	—	—	—	—	—	—	
		不落・不調による 随意契約	—	—	—	—	1	30	
		割合	—	—	—	—	—	—	
		競争性のない 随意契約	—	—	—	—	8	421	
		割合	—	—	—	—	—	—	
	計			6	125	30	957	36	1,083
	競争性のある契約※5			6	125	30	957	26	659
競争性のない随意契約			—	—	—	—	10	423	

※1 少額随意契約は含まない。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 「情報システム」は、予算科目（情報処理業務庁費）に該当するものを計上し、「調査研究」は、実態調査、動向調査等の各種調査等に該当するものを計上している。

※4 その他のうち、公募による随意契約の上段括弧書は、公募のうち応募資格を満たしているものが複数ある場合に複数者と契約を締結するものの内数である。

※5 「競争性のある契約」は、「競争契約」、「企画競争による随意契約」、「公募による随意契約」及び「不落・不調による随意契約」をいう。

- イ. 重点的な取組
別紙1のとおり。

- ウ. 共通的な取組
別紙1のとおり。

- エ. その他の取組
別紙2のとおり。

第2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

第3 調達改善の推進体制

調達改善の推進に当たっては、「カジノ管理委員会調達改善推進チーム」を設置して取り組むこととする。

推進チームの体制は次のとおり。

統括責任者	事務局次長
副統括責任者	総務企画部総務課長
メンバー	総務企画部総務課企画官 総務企画部総務課課長補佐
事務局	総務企画部総務課

推進チームは、必要に応じて会合を開催するものとし、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、カジノ管理委員会契約監視委員会各委員の意見を活用する。

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		適切な随意契約の締結	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に、決裁における理由の明示及びその理由についての総務課による審査を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。 また、審査結果を他の案件に活用する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合について、その理由を審査することにより、適正な契約方式の適用を行うため。	A	R3	対象案件について、全件実施する。	R3年度末まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった案件及びその要因についての一覧を作成し、要因分析を行った上で、次回以降の調達に活用する。		A	R3	全ての一者応札について一覧を作成し、要因分析を行う。要因分析の結果を踏まえ、改善方法を検討する。	R3年度末まで
	○	地方支分部局等における取組の推進	該当なし					
	○	電力調達、ガス調達の改善	該当なし					

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<u>外部有識者による個別調達案件の点検</u> ・各調達案件について、今後設置予定である契約監視委員会の外部有識者による事後検証を実施する。	新規
<u>人材育成</u> ・会計担当職員の異動者を中心に、財務省が主催する会計法遵守等支援事務研修などを積極的に参加させ、職員の調達事務に必要な知識や能力の向上を図る。	新規
<u>国庫債務負担行為の活用</u> ・複数年度契約による調達が可能で案件について、国庫債務負担行為の活用を検討する。	新規